

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
雲南市瑞穂町	西郷①地区 (栗林・東)	令和2年11月12日	平成31年3月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	129.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	95.5 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	23.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	12.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	8.2 ha

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・集落内農業者の高齢化や後継者、担い手不足により、今後農地を守っていくことが困難である。
- ・現在貸借を行っている農地も借り手が耕作条件の良い農地を求められるため、継続した貸借が不明である。
- ・栗林集落の東郷地区において、40年ほど前に国の補助事業により農地の基盤整備が実施予定であったが、諸事情により未実施となっている。
- ・水路の管理道路の維持管理について、関係者が高齢となり、草払いや水路の泥上げが困難になっている。
- ・イノシシやアナグマといった鳥獣による水稻や露地野菜への被害が近年多く発生している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・東郷地区の基盤整備を農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し地域ぐるみで推進する。
- ・離農や規模縮小の意向のある農家については、認定農業者や認定新規就農者、農地中間管理機構に借受者等登録をしている担い手に農地を集積する。
- ・集落外の担い手や商社の受入れを検討する。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農業の意向			備考
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
計	25経営体		52.7 ha		60.9 ha		

※今後の営農の意向は、おおむね5～10年後の営農面積を記載する。

4 3つの方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、165筆、92,342㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 農地の貸借については、原則として、農地中間管理機構を活用し、認定農業者等の担い手へ貸付けを行う。ただし、農地法の経営基盤強化法の貸借も可とする。 借り手の中心経営体が病気や怪我等により、営農継続が困難になった場合には、農地中間管理制度を利用して農地の一時的な保全管理や新たな借り手とのマッチングを行う。
基盤整備への取組方針 栗林集落の東郷地区においては、40年ほど以前に国の基盤整備事業を活用し実施予定であったが、諸事情により未実施となっている。今後、集落農業者の高齢化や担い手の減少により、営農や農地を保全していくことが困難になっていくことが想定されるため、農地の貸借や売買を行うためには、農地の基盤整備は不可欠である。そのため、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、地域ぐるみで取り組む。 また、基盤整備地区外の農地についても農地耕作条件改善事業や市の農地保全事業を活用し、農地、農道、用排水路の整備を行う。
鳥獣被害防止対策の取組方針 近年、イノシシやアナグマ、ヒヨドリ等による農作物への被害が増加しているため、国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、防護柵設置を年次的に実施しているところである。今後も継続して補助事業を活用し、農作物の被害防止に努めるとともに、地域猟友会に箱わな設置等による鳥獣の捕獲を依頼する。
その他 認定農業者の認定基準について、農業所得の目標が400万円であるため、申請が却下された人がいると聞くので農業所得も含めた認定基準の見直しを検討願いたい。 また、国の鳥獣被害防止総合対策事業と同様な事業を市単独の事業にも創設願いたい。